

新しい情報公開制度が 4月からスタートします!!

4月
1日

情報公開制度をとりまく状況の変化にともない、情報公開制度の一層の充実を図り、公正で開かれた県政をさらに進めるため、奈良県情報公開条例を改正し、4月1日から施行します。主な改正の項目は、次のとおりです。

- 県民の知る権利への理解を深めつつ、県の説明する責務を果たすことを、条例の目的に加えました。
 - 制度を実施する機関に、議会、公安委員会及び警察本部長を加えました。
 - どなたでも行政文書の開示の請求をすることができるようになりました。
 - 磁気ディスクなどの電磁的記録についても開示の請求をすることができるようになりました。
- このほか、行政文書の適正な管理などについても規定を定めました。

なお、電磁的記録については10月1日から、公安委員会及び警察本部長の行政文書については別に規則で定める日から、施行します。

【問い合わせ】
県総務部総務課
情報公開係
☎0742・22・1101
内線2344



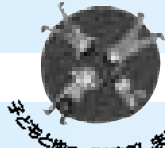
“ fi >
家庭教育は「人づくりのみなもと」です

家庭は「心の居場所」です

“ “ “ 〇
「子育ての輪」を広げましょう



しつけは子どもの家



子どもとつくりすべし



ひとこと声をかけよう

(イラストは文部科学省「家庭教育手帳・ノート」より)

【問い合わせ】
県立教育研究所
☎07443・3・8900

ふれあいが大切



毎月第3日曜日は 「家庭教育の日(いきいきサンデー)」

県教育委員会では、家庭教育を振り返り、家庭生活を見直すきっかけとなるよう4月から「家庭教育の日(いきいきサンデー)」を設定しました。

家庭での教育を充実させるには、まず家庭生活を大切に考えることから始めましょう。あなたの家庭は子どもにとってこころ安らぐ居場所になっているでしょうか。家族のみんなが楽しく過ごす中で、人として生きる力やルールの基本を、愛情をもって子どもにきちんと伝えましょう。

毎月第3日曜日を、家族が子どもの気持ちを受けとめ、心のきずなを深め、いきいきとふれ合う日にしましょう。